

地方財政審議会付議（決裁）案件

平成28年12月16日（金）

（案件名）

- ・平成29年度における当せん金付証票の発売許可について
（決裁案件）

自治財政局地方債課

尾崎課長補佐（内23393）

平成29年度における当せん金付証券の発売許可について

平成 28 年 12 月
自治財政局 地方債課

1 発売計画額及び発売回数

(単位:百万円)

団体名	年間計画額 ①	既許可額 ②	今回許可額 ③	許可額総計 ④(②+③)	計画残額 ⑤(①-④)
全国自治宝くじ事務協議会	930,224	0	424,724	424,724	505,500
ドリームジャンボ	75,000	0	0	0	75,000
ドリームジャンボ	51,000	0	0	0	51,000
ドリームジャンボミニ	24,000	0	0	0	24,000
サマージャンボ	102,000	0	0	0	102,000
サマージャンボ	60,000	0	0	0	60,000
サマージャンボミニ	27,000	0	0	0	27,000
サマージャンボプチ	15,000	0	0	0	15,000
オータムジャンボ	42,000	0	0	0	42,000
オータムジャンボ	33,000	0	0	0	33,000
オータムジャンボミニ	9,000	0	0	0	9,000
年末ジャンボ	225,000	0	0	0	225,000
年末ジャンボ	150,000	0	0	0	150,000
年末ジャンボミニ	45,000	0	0	0	45,000
年末ジャンボプチ	30,000	0	0	0	30,000
グリーンジャンボ	54,000	0	0	0	54,000
グリーンジャンボ	42,000	0	0	0	42,000
グリーンジャンボミニ	12,000	0	0	0	12,000
通常くじ	29,300	0	24,300	24,300	5,000
数字選択式宝くじ (ナンバーズ)	80,238	0	80,238	80,238	0
数字選択式宝くじ (ミニロト)	26,112	0	26,112	26,112	0
数字選択式宝くじ (ロト6)	154,912	0	154,912	154,912	0
数字選択式宝くじ (ロト7)	114,162	0	114,162	114,162	0
数字選択式宝くじ (ビンゴ5)	25,000	0	25,000	25,000	0
ラグビーワールドカップ2019協賛くじ ※1	(14,000)	(14,000)	(0)	(14,000)	0
東京2020大会協賛くじ ※2	2,500 (9,000)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2,500 (9,000)
東京都	12,200	0	12,200	12,200	0
関東・中部・東北 自治宝くじ事務協議会	39,800	0	39,800	39,800	0
近畿宝くじ事務協議会	13,400	0	13,400	13,400	0
西日本宝くじ事務協議会	17,800	0	17,800	17,800	0
栃木県	10,500	0	10,500	10,500	0
合計	1,023,924	0	518,424	518,424	505,500

※1 「ラグビーワールドカップ2019協賛くじ」の発売額は、「ビンゴ5」の発売計画額の内数である。

※2 「東京2020大会協賛くじ」の発売額90億円は、「グリーンジャンボ」の発売計画額の内数であり、残り25億円は全国通常くじに上乗せして発売する。

2 当せん金付証票法第5条第2項により総務大臣が指定する宝くじの概要

発売団体	回数	発売予定額 (百万円)	最高賞金額 (百万円)	証票金額 (円)	発売期間等	倍数 (万)
全国自治宝くじ事務協議会	第1172回～ 第1274回	154,912	600	200	数字選択式(ロト6) 29.4.1～30.3.31	300
	第211回～ 第263回	114,162	1,000	300	数字選択式(ロト7) 29.4.1～30.3.31	333
東京都	第2375回	1,400	150	200	初夢宝くじ 29.12.27～30.1.9	75
関東・中部・東北 自治宝くじ事務協議会	第2437回	3,000	150	200	初夢宝くじ 29.12.27～30.1.9	75
近畿宝くじ事務協議会	第2554回	1,200	150	200	初夢宝くじ 29.12.27～30.1.9	75
西日本宝くじ事務協議会	第2245回	1,400	150	200	初夢宝くじ 29.12.27～30.1.9	75

●当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四十四号）（抄）

（都道府県等の当せん金付証券の発売）

第四条 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第三十二条の規定により戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市（以下これらの市を特定市という。）は、同条に規定する公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業（次項及び第六条第三項において「公共事業等」という。）の費用の財源に充てるため必要があると認めるときは、都道府県及び特定市の議会が議決した金額の範囲内において、この法律の定めるところに従い、総務大臣の許可を受けて、当せん金付証券を発売することができる。

- 2 前項の許可を受けようとする都道府県及び特定市は、第七条第一項に掲げる事項及び当せん金付証券の発売により調達する資金を財源とする公共事業等の計画を記載した申請書を、総務大臣に提出しなければならない。
- 3 総務大臣は、第一項の規定による市の指定及び同項の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（当せん金付証券の当せん金品の限度）

第五条

- 2 一当せん金付証券の当せん金品の最高の金額又は価格は、証券金額の五十万倍に相当する額を超えてはならない。ただし、総務大臣が当せん金付証券に関する世論の動向等を勘案して指定する当せん金付証券については、一当せん金付証券の当せん金品の最高の金額又は価格は、証券金額の二百五十万倍（総務大臣の指定する当せん金付証券が加算型当せん金付証券である場合で加算金のあるときにあつては、五百万倍）に相当する額を超えない範囲の額とすることができる。

●地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）

（当せん金付証券の発売）

第三十二条 都道府県並びに地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市は、当分の間、公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業の財源に充てるため必要があるときは、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四十四号）の定めるところにより、当せん金付証券を発売することができる。